

敲き刑のこし

①

史料A 御定百ヶ條 抜粹

一 敲数五十、重きは百

但牢屋鋪門前也、科人の肩背尻へ

懸、背骨を除、絶入不致様敲

検使役人遣す、牢同心に為敲候事

町人は家主・名主、在方は名主・組頭呼出し、敲候を

見せ候て引渡遣、無宿者牢屋鋪門前より拂遣す

史料B 徳隣厳秘録 抜粹

徳隣厳秘録および囚獄の秘

囚は、北の町奉行組與力蜂屋新五

郎、牢屋見廻の懸を、親新五郎より

二代にて役し、御仕置の仕形を

囚にうつしおきしを、子の新五

郎、文化十一年四月に編集して

一卷となせしを、稲葉丹後守

正守がうつしおられしを、今

なをうつして評定所の後

鑑に備ふ

天保十一年四月

②

刑罰大秘録

目録

牢問の囚

拷問の囚

海老責の囚

敲仕方の囚

一 入墨仕方、同圖、諸国并穢多入墨の圖

(中略)

敲御仕置の事

一 牢屋敷表門前へ莛三枚敷、門扉開き

地覆内に牢屋見廻與力・囚獄石出帯刀・

検使立合、御徒御目付・御小人目付等立並居、地

覆外に右の方、鎔役不残、左の方、打役不残、

次に当番の本道医師一人、下男・部屋頭

等一同立居、詰番式人、小屋頭手下召連

出居候、囚人は往還を後へ、門前莛敷の

方を前にいたし、腰繩にて下男繩を取、

囚人後ろ、通りは牢屋附辻番人、棒突固の

③

三奉行掛りは、牢屋同心二人固、附添居

加役掛は右組同心附添居

一 当番鎔役、出牢證文に引合、銘々名前・

肩書・歳・附人・入口等、囚人へ被尋る、加役囚人は検

使の与力、門外へ出、科の次第申渡す、三奉行

掛々にて申渡相済、牢屋敷へ引來に付、

懸り奉行名前、并申渡の軽重、是又證文に

引合、鎔役改之、直に囚人舌人つゝ莛の上に

下男連來、裸にいたし、着物を莛の上へ敷、

其上へはらばいにいたし、往來の方へ顔を

向け、下男手足を押へ、打役箒尻にて打之、

打役の内、舌人側に立居、数を取、略囚

左に写す

一 百敲は、五十打、医師氣付を為吞、下男

部屋頭、水を為吞、打役代り合打之、打方は

背骨を除け、不絶入様打之、御仕置被済

④ 宿へ引取候ものは、宿并町役人へも見せ置

溜預のものは溜の者、直に本縄に懸る、人足寄場へ遣し候ものは縄取、附添掛により出候に付相渡、在牢の者は其俣牢内へ引入る

敲御仕置略図

寺社、御勘定、加役方掛、敲御仕置有之候節は、検使●此印の所へ出る

(図略)

⑤ 敲御仕置始りは、享保五子年四月十二日、戸田山城守殿被仰渡、山川安右衛門掛にて、数寄屋町平兵衛店勘右衛門と申もの、三笠附を致、其場所へ罷越、色々の儀申、依科牢屋敷表門前において箒尻にて五十敲追放申付

延享四卯年三月十一日、馬場讃岐守掛にて、右御仕置在之、其後中絶

寛延二巳年十一月廿六日、前々の通、敲御仕置初り候旨、能勢肥後守申渡、同人掛にて同年十二月四日、敲のもの四人有之、以後は続之

牢屋にて敲御仕置の儀、享和二戌年、小田切土佐守掛にて遠嶋申渡、出帆迄揚り屋に留置候浜御殿奉行支配、元物書役小泉伊八外式人、相牢のもの、届ものゝ儀并着類為替、亦は賞請候儀に付、根岸

⑤

肥前守方へ請取、吟味の上、吉人は重敲、式人は敲御仕置に成、御仕置添、元掛りへ引渡常例、敲の通り掛りより検使与力、御目付方立合も有之

但場所は東牢の埋門際堀井戸の中程、西を頭にいたす、此節西の明牢にて東牢内の者見張様に場所撰び候事と相見候

(朱書) 当時は敲御仕置に相成る囚人の罷在候牢の前にて敲之敲の節、御目付・御小人目付立合の初めは享保五子年より初る、延享二丑年相止寛政六寅年より再始る

史料C 敲き過ぎの罰

囚獄

押込

石出帯刀

右者、罪人敲の者有之節、五十敲と罪状相定候所、五十余敲かせ候に付、不念の至也とて押込被仰付候也

右の節、立合候与力同心も重く御答被仰付候由、心付ず敲通候時、立合回数心付候へば恐入、何分御内分に被成下候様申聞候所、容易ならざる事候故、申上候に付て也